

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を 「第七節 自動車取得税（第六十八条―第八十条の四）」に、

「第一節 自動車取得税（第七十七条―第七十七条の十五）」

第二節 軽油引取税（第八十一条―第八十一条の二十四）」を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条第一項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 自動車取得税

八 軽油引取税

第三条第二項中「次に掲げるとおり」を「狩猟税」に改め、各号を削る。

第八条第二項中第十号及び第十一号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

目 次

条例
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

七 自動車取得税 自動車の主たる定置場の所在地（第七十四条第一号から第三号までに掲げる自動車の取得に係るものにあつては、運輸支局の所在地）

八 軽油引取税 県庁の所在地

第八条第四項中「第百十六条から第百十八条の二まで」を「第八十一条の十二から第八十一条の十六まで」に、「第百十条」を「第八十一条の五」に改める。

第三十九条の八中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

（自動車取得税の納税義務者等）

第六十八条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（施行令第四十二条に規定する自動車の付加物を含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の「自動車の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第六十九条 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第四十二条の二に規定する自動車の取得をした者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条

において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)、又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第七十条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第 条に規定するところにより算定した金額(以下この条において「通常取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第四十二条の五第一項に規定するものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で当該自動車に係る通常取引価額と異なる取得価額によるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第十二条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第七十一条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第七十二条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第七十三条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第七十四条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十五条 前条の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第二百二十九条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定によつて申告納付することができる。

2 前条若しくは前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第二百二十九条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付しなければならない。

3 前項の修正申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名又は名称

二 自動車を譲渡した者の住所及び氏名又は名称

三 自動車の取得がされた年月日

四 自動車の取得の原因

五 自動車の種類、用途、車名及び型式

六 自動車の定置場

七 自動車の取得に係る既に納付の確定した自動車取得税額

八 自動車取得税の課税標準額及び税額

九 前号の自動車取得税額に相当する金額から第七号の自動車取得税額に相当する金額を控除した金額

十 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(自動車取得税の納付の方法)

第七十六条 自動車取得税の納税義務者は、第七十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定により自動車取得税額を納付する場合（法第三百十一条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、山口県収入証紙条例（昭和三十九年山口県条例第八号）に定めるところにより、第七十四条又は前条第一項若しくは第二項の規定による申告書又は修正申告書に同条例に定める証紙をはつてしななければならない。

2 自動車取得税の納税義務者は、前項の証紙をはることに代えて、当該申告書若しくは修正申告書に証紙代金収納計器（知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき印（以下「証紙代金収納印」という。）を付したものをいう。以下同じ。）により当該証紙の額面金額に相当する金額の表示された証紙代金収納印の押印を受け、又は当該証紙の額面金額に相当する現金を納付することができる。

3 前項の印影でその印影面が著しく汚染し又は損傷したものは、無効とする。

4 知事は、第二項の規定による証紙の額面金額に相当する現金の納付があつたときは、当該申告書又は修正申告書に納税済印を押さなければならない。

(証紙代金収納計器取扱人等)

第七十七条 証紙代金収納計器は、知事が指定した証紙代金収納計器取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）でなければ、これを取り扱うことができない。

2 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器を使用するための必要な措置を受ける時までに、当該証紙代金収納計器により表示することができる証紙の額面金額に相当する金額の総額を県に納付しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により収納計器取扱人を指定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。当該指定を取り消したときも、同様とする。

(自動車の取得に係る報告)

第七十八条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、第七十四条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に係る申告)

第七十九条 法第二十五条第二項の申告をする者は、第七十四条各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

- 一 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 自動車の種類、用途、車名及び型式
- 三 譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名又は名称
- 四 譲渡担保財産により担保される債権の内容
- 五 譲渡担保財産の設定の年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第八十条 法第二百二十六条第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 返還した自動車の種類、用途、車名及び型式
- 三 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所及び氏名又は名称
- 四 自動車を返還した理由
- 五 自動車を返還した年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(自動車取得税の減免)

第八十条の二 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車取得税の減免を必要とすると認める者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該自動車取得税を減免することができる。

2 第五十三条第四項の規定は、前項の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者に係る減免の申請について準用する。

第八十条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を減免することができる。

- 一 公的医療機関の開設者の救急自動車又は専らへき地の巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- 二 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

三 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。) 又は身体障害者若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。) のために当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。) と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。 以下「身体障害者等世帯員」という。) を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が身体障害者で年齢十八歳未満のものである場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。) で知事が必要と認めるもの

2 前項第一号又は第二号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、当該自動車取得税を納付することとされている際に、その旨を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項第三号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、当該自動車取得税を納付することとされている際に、知事に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出するとともに、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。 以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。) 又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十二条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等世帯員を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) を提示しなければならない。

一 減免を受ける者の住所及び氏名並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

二 身体障害者等の住所及び氏名並びに年齢

三 自動車を運転する者の住所及び氏名並びに身体障害者等との関係

四 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度

五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

六 自動車登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(自動車取得税の市町に対する交付)

第八十条の四 知事は、納付された自動車取得税額に相当する額に百分の九十五を乗じて得た額の十分の七に相当する額を、施行令第四十二条の九に規定するところにより、市町に対し、当該市町が管理する市町道(当該市町がその管理について経費を負担しないもの及び施行規則第 条に規定するものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付するものとする。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第八十一条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油(炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この節において同じ。)以

外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合には、その販売量（法第四百四十四条の三十二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合には、その販売量（法第四百四十四条の三十二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、法第四百四十四条の三十二第一項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第八十一条の二十二において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令第四十三条の二の規定によつて算定したものを課税標準として、当該所有している者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第八十一条の二 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者(関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

- 一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 三 第八十一条の五に規定する軽油の引取りを行った者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
 - 四 第八十一条の五に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
 - 五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
 - 六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入
- 2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる)と認められる炭化水素油で施行令第四十三条の三に規定するものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。
- 3 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ施行令第四十三条の四第一項の規定による届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。
- (軽油引取税の補完的納税義務)
- 第八十一条の三 法第四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第八十一条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第八十一条第四項に規定する石油製品販売業者の事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第八十一条の四 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第八十一条の九第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第八十一条の五 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場において施行令第四十三条の六に規定する石油化学製品を製造するために同条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法第四百十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

（軽油引取税の税率）

第八十一条の六 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき一万五千円とする。

（軽油引取税の徴収の方法）

第八十一条の七 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第八十一条第三項から第六項まで又は第八十一条の二の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収は、申告納付の方法による。

2 法第四百四十四条の二十二第四項（法第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて軽油引取税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第八十一条の八 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、第八十一条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者が法第四百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定又は法第四百四十四条の九第一項の規定による特約業者の

指定を取り消された場合においては、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の申告納入)

第八十一条の九 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの期間において徴収すべき軽油引取税について、施行規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。ただし、特別徴収義務者が法第四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定又は法第四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定を取り消された場合においては、その取り消された日から五日以内に、取り消された日までにおいて徴収すべき軽油引取税について申告納入しなければならない。

2 前項の納入申告書に記載すべき課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量については当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量については当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第八十一条の四又は第八十一条の五の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、第八十一条の十四第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

4 次条第四項に規定する登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第八十一条の十 軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にあつてはその開始しようとする日の五日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にあつてはその指定された日から五日以内に、引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にあつてはその納入が行われることとなつた日の属する月の翌月の末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合 次に掲げる事項

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

ロ 事務所又は事業所の名称及び代表者の氏名並びに所在地

ハ 軽油の貯蔵設備がある場合にあつては、その概要

二 事務所又は事業所の事業開始年月日

ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

二 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合 次に掲げる事項

イ 特別徴収義務者として指定された日

ロ 前号イから八までに掲げる事項

ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

三 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合 次に掲げる事項

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

ロ 軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該引取りに係る納入に係る事業所）の所在地

ハ 納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

二 イから八までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

3 知事は、第一項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下同じ。）は、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（同項第二号に掲げる場合にあつては、同号イに掲げる事項を除く。）に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から五日以内に、その登録の変更を知事に申請しなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつた場合又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつた場合においては、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつた場合においては、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 県内に事務所又は事業所を有しなくなつたとき。

二 県内に一年以上軽油の納入を行わないとき。

7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を削除した場合には、遅滞なく、その旨を当該削除に係る者に通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第八十一条の十一 知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、その者の県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証票を交付する。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第八十一条の十二 第八十一条の五に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に法第四百四十四条の二十一第二項の規定による申請書を提出して同項の免税軽油使用者であることを証する書面(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第八十一条の五に規定する用途に該当しないときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、三年とする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、第八十一条の五に規定する用途に係る機械又は設備(以下この条において「免税機械等」という。)について型式の変更、数量の増減その他の理由により、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合においては、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税機械等の滅失その他の理由により、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく当該免税軽

油使用者証を知事に返納しなければならない。

第八十一条の十三 免税軽油使用者証の交付、再交付又は書換えを受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、交付、再交付又は書換え一件につき五百円とする。

第八十一条の十四 免税軽油使用者が免税証（免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、あらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第百四十四条の二十一第一項の規定による交付申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、施行令第四十三条の十五第十三項の規定により届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにしなければならない。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は前条第一項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の交付申請書に施行令第四十三条の十五第九項の規定による明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の交付申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当でないと認めるときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行わなければならない。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第三項及び第六項の規定は、免税証について準用する。

（施行令第四十三条の十五第十三項の届出）

第八十一条の十五 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者は、法第百四十四条の二十一第一項ただし書の規定

により他の道府県知事に免税証の交付を申請する場合には、施行令第四十三条の第十五第三項の規定による届出書を知事に提出しなければならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第八十一条の十六 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第八十一条の十二第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者)は、毎月末日までに(法第百四十四条の二十七第二項に規定する者にあつては、知事の定める期限までに)、同条第一項の規定による報告書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予に係る申請)

第八十一条の十七 法第百四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収不能額等の還付及び納入義務の免除の申請)

第八十一条の十八 法第百四十四条の三十第一項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第八十一条の十九 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後、販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 販売契約の相手方の住所及び氏名又は名称
- 三 販売契約による軽油の引取りが行われた年月日並びに当該引取りに係る軽油の納入先及び数量
- 四 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
- 五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事項

- 2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の規定により、既に納入した軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、還付申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。
(軽油引取後において免税用途に供した場合における措置)
- 第八十一条の二十 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、承認申請書に次に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 一 免税軽油使用者が第八十一条の十四の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る数量
 - 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
 - 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由
 - 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
 - 五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称
 - 六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項
- 2 知事は、前項に規定する承認をした場合においては、承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。
- 第八十一条の二十一 軽油引取税の登録特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、免除申請書又は還付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の免除申請書又は還付申請書には、前条第二項の承認書を添付しなければならない。
- (軽油引取税の申告納付)
- 第八十一条の二十二 第八十一条の七第一項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、第八十一条第三項の特約業者若しくは元売業者、同条第四項の石油製品販売業者若しくは同条第五項の自動車の保有者又は第八十一条の二第一項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者にあつては毎月末日までに前月の初日から末日までの期間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税について、第八十一条第六項の軽油を所有している者にあつてはその者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までにその所有に係る軽油

に係る軽油引取税について、第八十一条の二第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税について、同項第六号に掲げる者にあつては当該輸入の時までに当該輸入に係る軽油引取税について、施行規則で定める申告書を知事に提出し、及びその申告した税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならぬ。

(軽油引取税の普通徴収の手続)

第八十一条の二十三 第八十一条の七第二項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合には、次に掲げる者に対して、軽油引取税の納税通知書を交付する。

- 一 法第四百四十四条の二十二第一項の者又は同条第二項の法人若しくは人
- 二 法第四百四十四条の二十五第二項の者又は同条第三項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、知事の定めるところによる。
(軽油引取税の減免)

第八十一条の二十四 知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該軽油引取税を減免することができる。

2 第五十三条第四項の規定は、前項の規定により軽油引取税の減免を受けようとする者に係る減免の申請について準用する。

第八十六条の三第一項中、「昭和三十九年山口県条例第八号」を削り、同条第二項中、「(知事が指定する計器で、知事が定める形式の印影を生ずべき印(以下「証紙代金収納印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第七十六条第三項の規定は、自動車税の納税者が前項の規定により証紙代金収納計器による証紙代金収納印の押印を受けた場合について準用する。

第八十六条の四を削る。

第八十九条第一項中「身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)(又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。))」を「身体障害者等」に、「当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。))」を「当該身体障害者等」に、「当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。以下「身体障害者等世帯員」という。))」を「身体障害者等世帯員」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八十条の三第三項の規定は、前項の規定により自動車税の減免を受けようとする者に係る減免の申請について準用する。この場合におい

て、第八十条の三第三項中、「自動車取得税の減免」とあるのは、「自動車税の減免」と、「当該自動車取得税を納付することとされている際に」とあるのは、「当該自動車税の徴収の方法が、普通徴収の方法によるものにあつては納期限前七日までに、証紙徴収の方法によるものにあつてはその自動車税を納付することとされている際に」と読み替えるものとする。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第七十七条から第七十五条まで 削除

附則第五条の二中「平成十九年度及び平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「四千元」を「三千三百円」に改める。

附則第七条の五及び第七条の六中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の税率等の特例)

第九条の四の二 自家用の自動車（第六十八条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。）で軽自動車（道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車（道路運送車両法第七十一条の規定による登録又は同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第十二条の二の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車（初めて新規登録等を受けるもの）の取得（法附則第十二条の二の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トンを超える軽油自動車

(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上
又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この
号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えな
いこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条
において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項
を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対
して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわ
らず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した
率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この項におい
て同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三
月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした
場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべ
きものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に
適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定め
るもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用される

べきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六（当該電力併用自動車バス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七）を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

口 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十一条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第七十二条及び第七十八条の規定の適用については、これらの規定中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないも

ので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車(第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるときの以外の第二種省エネルギー自動車の取得(第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第七十四条又は第七十五条第一項若しくは第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第九条の四の三 当分の間、第八十一条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第九条の四の四 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第八十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁及び施行令附則第十条の二の二第一項に規定する者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途並びに公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令附則第十条の二の二第一項に規定するものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者及び施行令附則第十条の二の二第二項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両(日本貨物鉄道株式会社

にあつては、施行令附則第十条の二の二第三項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者及び施行令附則第十条の二の二第四項に規定する者が施行令附則第十条の二の二第五項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り

五 施行令附則第十条の二の二第六項に規定する事業を営む者が同項に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第八十一条の十二から第八十一条の十六まで、第八十一条の二十及び第八十一条の二十一の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第八十一条の十二第一項中「第八十一条の五に規定する」とあるのは「附則第九条の四の四第一項各号に掲げる」と、「同条の」とあるのは「同項の」と、「同条に規定する」とあるのは「同項各号に掲げる」と、「法第百四十四条の二十一第二項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第百四十四条の二十一第二項」と、同条第二項中「第八十一条の五に規定する」とあるのは「附則第九条の四の四第一項各号に掲げる」と、同条第四項中「三年」とあるのは「免税軽油使用者証を交付した日から平成二十四年三月三十一日まで」と、同条第五項中「第八十一条の五に規定する用途に係る機械又は設備」とあるのは「附則第九条の四の四第一項各号に掲げる用途に係る機械、車両又は設備」と、第八十一条の十四第一項中「法第百四十四条の二十一第一項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項」と、「施行令第四十三条の十五第十三項」と、同条第三項中「施行令第四十三条の十五第九項」とあるのは「施行令附則第十条の二の二第七項において準用する施行令第四十三条の十五第九項」と、第八十一条の十五中「法第百四十四条の二十一第一項ただし書」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項ただし書」と、「施行令第四十三条の十五第十三項」とあるのは「施行令附則第十条の二の二第七項において準用する施行令第四十三条の十五第十三項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」と、同項第一号中「第八十一条の十四」とあるのは「附則第九条の四の四第二項において読み替えて準用する第八十一条の十四」と、第八十一条の二十一第一項中「法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」と、同項第一号中「第八十一条の十四」とあるのは「附則第九条の四の四第二項において読み替えて準用する第八十一条の十四」と、第八十一条の二十一第一項中「法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」とあるのは「法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の三十一第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合における第八条、第八十一条、第八十一条の二、第八十一条の四、第八十一条の七、第八十一条の九、第八十一条の十七、第八十一条の二十二及び第八十一条の二十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十一条の二第二項	第八十一条の二第二項第四号	第八十一条の五	第八十一条の五又は附則第九条の四の四第一項
第八十一条の二第二項	第八十一条の二第二項第四号	同条	これらの規定
第八十一条の二第二項	第一項第三号	第一項第三号	第一項第三号(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第八十一条の二第二項	施行令第四十三条の四第一項	施行令第四十三条の二の二第九項	施行令附則第十条の二の二第九項において読み替えて準用する施行令第四十三条の四第一項
第八十一条の四	第八十一条の九第三項	第八十一条の九第三項	第八十一条の九第三項(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第八十一条の七第一項	第六項まで	第五項まで若しくは第六項(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第五項まで若しくは第六項(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第八十一条の七第二項	第八十一条の二	第八十一条の二(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)	第八十一条の二(附則第九条の四の四第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第八十一条の九第三項	又は第八十一条の五	若しくは第八十一条の五又は附則第九条の四の四第一項	若しくは第八十一条の五又は附則第九条の四の四第一項

<p>第八十一条の十七</p>	<p>法第百四十四条の二十九第一項</p>	<p>法第百四十四条の二十九第一項（法附則第十二条の二の第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第八十一条の二十一</p>	<p>第八十一条の七第一項ただし書 第八十一条の二第一項第三号 又は第四号</p>	<p>第八十一条の七第一項ただし書（附則第九条の四の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。） 第八十一条の二第一項第三号又は第四号（附則第九条の四の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第八十一条の二十三第一項</p>	<p>第八十一条の七第二項</p>	<p>第八十一条の七第二項（附則第九条の四の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>
<p>第八十一条の二十三第一項第一号</p>	<p>法第百四十四条の二十二第二項 同条第二項</p>	<p>法第百四十四条の二十二第二項（法附則第十二条の二の第四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。） 同条第二項（法附則第十二条の二の四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。）</p>
<p>第八十一条の二十三第一項第二号</p>	<p>法第百四十四条の二十五第二項 同条第三項</p>	<p>法第百四十四条の二十五第二項（法附則第十二条の二の四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。） 同条第三項（法附則第十二条の二の四第三項の規定によりみなして適用される場合を含む。）</p>

（軽油引取税の税率の特例）

第九条の四の五 平成三十年三月三十一日までに第八十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第八十一条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第八十一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第八十一条の六の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附則第九条の五第四項中、「昭和五十四年法律第四十九号」を削り、「施行令」を「施行規則」に改める。
附則第十一条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

附則第十二条の二を削る。

附則第十四条第三項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十四条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、附則第五条第一項及び」に改め、同条第四項中、「平成二十年十二月三十一日」を、「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十五条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第五条第一項及び」に改める。

附則第十五条の二第一項及び第二項中、「平成二十一年度」を、「平成二十六年度」に改める。

附則第十七条第三項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十七条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第五条第一項及び」に改める。

附則第十七条の二第四項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十七条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、附則第五条第一項及び」に改める。

附則第十七条の四第二項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十七条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、附則第五条第一項及び」に改める。

附則第十七条の四の三第二項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十七条の四の三第一項に規定する条約適用利子等の額」と、附則第五条第一項及び」に改め、同条第五項第二号中、「附則第五条第一項及び」を、「第二十七条の三第一項中、「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十七条の四の三第三項に規定する条約適用配当等の額」と、附則第五条第一項及び」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例(以下、「改正後の条例」という。)(の規定中自動車取得税に関する部分は、平成二十一年四月一日(以下「施行日」という。)(以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 3 改正後の条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に改正後の条例第八十一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは改正後の条例第八十一条の二第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が改正後の条例第八十一条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 4 施行日前に改正前の山口県税賦課徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第百八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは改正前の条例第百八条の二第一項各号(第三号又は第四号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が改正前の条例第百八条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百十五条第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第八十一条の十第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の条例第百十五条第三項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、改正後の条例第八十一条の十第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。
- 7 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百十五条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、改正後の条例第八十一条の十第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に改正前の条例第百十五条の二の規定により交付を受けている証票は、改正後の条例第八十一条の十一の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 9 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第百十六条第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、改正後の条例第八十一条の五に規定する用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては改正後の条例第八十一条の十二第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、改正後の条例附則第九条の四の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十二第一項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に改正前の条例第百十六条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、改正後の条例第八十一条の五に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては改正後の条例第八十一条の十二第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、改

正後の条例附則第九条の四の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十二第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

11 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第一百七十七条第一項の規定による免税証の交付の申請は、改正後の条例第八十一条の五に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては改正後の条例第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請と、改正後の条例附則第九条の四の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては同条第二項において読み替えて準用する改正後の条例第八十一条の十四第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

12 この条例の施行の際現に改正前の条例第一百七十七条第四項の規定により交付を受けている免税証は、改正後の条例第八十一条の五に規定する用途に係る免税証にあつては改正後の条例第八十一条の十四第四項の規定により交付を受けた免税証と、改正後の条例附則第九条の四の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第二項において準用する改正後の条例第八十一条の十四第四項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成二十年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改める。

附則第七項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、各号を削る。

附則第十二項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(改正後の条例附則第十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)(百分の一・二)に改め、各号を削る。

(山口県収入証紙条例の一部改正)

14 山口県収入証紙条例(昭和三十九年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第百十六条の二第一項」を「第八十一条の十三第一項」に改め、同条第四号中「第一百七十七条の七又は第一百七十八条の八第一項」を「第七十四条又は第七十五条第一項」に、「第六百九十九条の二十」を「第三百三十一条」に改める。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

15 過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

(特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部改正)

16 特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例(平成十四年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「第七七条の七」を「第七十四条」に改める。

(山口県産業廃棄物税条例の一部改正)

17 山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三 狩猟税」を「三 狩猟税
四 産業廃棄物税」に改める。

(本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

18 本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成十九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号ト中「第七百条の四十三」を「第四百四十四条の五十四」に改める。